

新 法律トラブルを 斬る

回答
鳥居竜一
弁護士



成年後見などは、法律や裁判所によって定められた権限（本人に代わって契約を行うなど）を行使し、財産管理や身の回りの世話をすることになります。

Q 実家で一人暮らしの母は、最近物忘れがひどくなり、もうお金の管理を任せておけません。どうしたらよいでしょうか。

*** ***

A 高齢や病気などの理由で、判断能力が不十分になつた場合、その人に代わって別の人気が財産管理や身の回りの世話をする必要があります。判断能力が不十分な人をサポートする制度として、「法定後見制度」と「任意後見制度」の二種類があります。

法定後見制度は、本人や家族などの申し出により家庭裁判所が適任であると認める人（成年後見人など）を選び、その人に権限を与える人をサポートしていく制度です。

■ 成年後見の仕組み ■ 財産管理などサポート



一方、任意後見制度は、認知症などで判断能力が低下する場合に備え、判断能力のあるうちにあらかじめ本人が任意後見人にふさわしい人や、頼む内容（権限）を決めて「任意後見契約」を結んでおく制度です。この契約は、「約束では効力がない、公証人が作成する公正証書を作成する必要があります。

そして、現実に判断能力が落ちてきた時には、本人や家族などが家庭裁判所に申し出る必要があります。家庭裁判所が任意後見人（任意後見監督人）を選びます。これによって契約の効力が生じ、任意後見人は契約に定められた権限に基づき本人をサポートしていくことになります。

また、判断能力がなくなつてない場合、社会福祉協議会が運営する日常生活自立支援事業という制度も利用できます。社会協の生活支援員が福祉サービス利用の援助や、日常的な金銭を管理などする制度です。

たとえ判断能力が不十分であつても、その土地で安心して暮らしていけるよう、さまざまな制度が用意されています。

◆島根県弁護士会法律相談センター（電話08552・21・3450、予約受付時間は平日9時～12時、13時～17時）